

「詩人尹東柱 記憶と和解の碑」 建立運動の 現状と開示裁判資料の意味

紺谷 延子

(詩人尹東柱記念碑建立委員会事務局長)

水野 直樹

(京都大学人文科学研究所教授)

安齋 育郎

(立命館大学国際平和ミュージアム名誉館長)

1 詩人尹東柱の「判決文」開示に至るまでの 運動の経過

(1) はじめに

本稿は、日本留学中に「治安維持法違反容疑」で逮捕され、懲役2年の判決を受けて獄死した朝鮮の詩人・尹東柱（ユン・ドンジュ、1917-1945、写真1）の記念碑を、彼が最後に遺影を留めた京都府宇治市に建立することを求める「詩人尹東柱 記憶と和解の碑」建立運動の経過と、その過程で京都地方検察庁によって開示された尹東柱に関する裁判資料の全文を収録するとともに、その意味について考察するものである。

尹東柱は、1917年、旧満州（現在の中国東北部）間島に生まれ、ソウルの延禧専門学校（現在の延世大学）卒業後、1942年「平沼東柱」と創氏して立教大学に留学、同年10月、同志社大学英文学科に入学した。尹東柱は詩作に取り組んでいたが、同志社大学在学中の1943年7月14日、「治安維持法違反容疑」で京都下鴨警察署に逮捕、1944年3月31日、京都地方裁判所で懲役2年の判決を受けて福岡刑務所に送致され、服役中の1945年2月16日に27歳で獄死した。当時、日本の植民地統治下にあった朝鮮では、皇国臣民化政策を推進するため朝鮮語の使用が禁止されていたが、尹東柱は朝鮮語の詩作に取り組んでいた。検挙理由は「朝鮮独立運動容疑」であり、結局、治安維持法違反で有罪判決を受けたものである。

1943年初夏、尹東柱は、同志社大学の同期生とともに宇治川を訪れ、天ヶ瀬の吊り橋周辺で撮影された集合写真に姿を留めたが、本稿執筆時点で尹東柱の生前最後の写真と言われているものである（写真2）。この写真は元NHKディレクターの多胡吉郎氏が、1995年1

月、NHKと韓国KBSの共同制作の番組制作過程で尹東柱の同志社時代の同級生への取材を通じて発見したものである。⁽¹⁾ 母国語で詩作することも抑圧されていた尹東柱については、京都府の人権教育においても取り上げられていたこともあり、この写真を基に「詩人尹東柱記念碑建立委員会」が結成され、京都府への要請行動や関連企画が取り組まれてきた。

(2) 運動の経過

① 「詩人尹東柱記念碑建立委員会」の発足

「詩人尹東柱記念碑建立委員会」（以下、「会」と略記）は、2002年5月に発足した「詩人尹東柱を偲ぶ京都の会」の活動を踏まえ、2005年9月11日に発足した市民団体である。その目的は、戦時下の日本で治安維持法の犠牲となった詩人尹東柱の記念碑を、尹東柱が生前最後の写真に姿を留めた宇治川河畔に建立することにある。

「会」は、この運動が、第2次世界大戦におけるナチス・ドイツ降伏の日を記念して国連が5月8日・9日を「記憶と和解の日」とすることを決議した（2004年11月22日）趣旨を具現化する運動であり、基本的人権を枢要な柱とする日本国憲法に沿うものであるとともに、尹東柱を『人権ゆかりの地をたずねて』（京都人権啓発推進会議、1995年12月発行）、および、『人権教育資料（学習内容編）』（京都府総務部文教課、2006年3月発行）などの教材で取り上げてきた京都府の人権施策とも合致するものであると位置づけている。⁽²⁾

「会」は、また、この市民運動が、事実上誠実に向き合うことを通じて、隣国との相互理解を促進する市民レベルでの平和的国際貢献の道であるとも考えている。

② 「詩人尹東柱 記憶と和解の碑」の制作

発足2年目の2007年11月、「会」は石碑「詩人尹東柱 記憶と和解の碑」を制作した(写真3)。そのデザインは、京都の彫刻家・田村隆氏によるもので、尹東柱の兄弟に「柱」の文字が共通に用いられていることに注目し、日本と朝鮮半島をイメージした2枚の板石によって円柱によって表象された尹東柱が抱え上げられ、両者の架け橋となるというものである。左の板石には、遺族から提供を受けた尹東柱の直筆原稿を基に詩「新しい道」が刻まれ、右の板石にはその日本語訳が刻まれる。(3)

③「詩人尹東柱 記憶と和解の碑」建立に向けての取り組み

「会」は、地元宇治市の総務部課長の推薦を受け、記念碑を「京都府立宇治公園塔の島」に建立するため、2008年4月3日、京都府知事に対して要望書を提出した。その後、2009年3月より、記念碑建立を求める府知事宛の署名運動に取り組み、本稿執筆時点で12,399筆が提出された。さらに、担当窓口への要請行動を繰り返すとともに、市民の理解を拡大するための広報活動に加え、講演会、パネル討論会、朗読音楽会などに取り組んできた。

④京都府の対応

こうした「会」の要請に対し、京都府は、宇治川河畔での写真だけでは「ゆかりが薄く」「設置は難しい」との見解を示し、さらなる「ゆかり」を証明するものとして、尹東柱が宇治川を訪れた際に詠んだ詩や日記などの証拠を「記念碑建立を求める側の責任」において提出することを求めてきた。

「会」は、逮捕時に警察が押収した一連の尹東柱の「持ち物」(後述)の中にその種の資料が含まれていた可能性はあると想像するものの、戦時の公権力が押収し管理した資料を市民が独自の調査によって発見する手段は極めて乏しいことを府との折衝において繰り返し主張した結果、府の担当者は、2010年3月11日、「京都府警察本部総務部広聴広聴課広聴相談係」に照会することを勧めてきた。

⑤尹東柱「ゆかり」の証拠に関する調査

「会」としては、京都府が、地元で撮影された尹東柱最後の写真や尹東柱とともに写っている友人の証言などの証拠能力を軽視し、それらを「ゆかり」として評価しない京都府の対応は、人権教育の教材として尹東柱を取り上げてきた自らの教育姿勢にも背馳する

極めて消極的なものであると考えているが、そうした主張と並行して、府の示唆に基づく調査にも取り組むこととした。その結果は、以下の通りであった。

(イ) 京都府警察本部総務部

現行法では、裁判にかけられる刑事事件の被告の持ち物は「証拠品」と「所持品」に分けられ、「証拠品」は裁判所に移され、「所持品」は拘留所から刑務所への身柄の移動とともに送られるものとし、京都府警察本部の管理下にある「証拠品」は一切ないとの見解であった。

(ロ) 京都地方裁判所

裁判で取り上げられた「証拠品」は、判決主文の横に「〇〇を没収」と書き込まれて「証拠品目録」が作成され、裁判終了時点で裁判記録はすべて「証拠品」とともに当該地方検察庁へ戻されるとの説明であった。

(ハ) 京都地方検察庁刑事部記録担当

裁判所から戻された「証拠品」は厳重に管理・保管されるが、時効を迎えた時点で業者に委託して検察庁立会いの下に焼却処分することとしている旨の説明があり、尹東柱の裁判記録については時効を過ぎており、判決文そのものの記録がない、したがって照会を訪れること自体意味がないとのことであった。

⑥京都地方検察庁検事正宛て申し入れ書提出

「会」は尹東柱の裁判資料の行方をさらに追求していくことが、過去の植民地支配に向き合う日本の市民の良心を示す一助になると考え、法曹関係者とも相談しつつ、京都府地方検察庁に対して、尹東柱に関する訴訟記録およびその関連資料についての存在調査への協力を要請した。その法的根拠は、刑事訴訟法53条1項(何人も被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない)、および、刑事確定訴訟記録法2条3項(保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる)である。申し入れは、以下の賛同者(いずれも記念碑建立委員会呼びかけ人)の連名で行なわれた。

安斎育郎(立命館大学教員)、李修京(東京学芸大学教員)、加藤英範(弁護士)、多胡吉郎(作家)、仲尾宏(京都造形芸術大学客員教授)、朴菖熙(大阪経済法科大学アジア研究所客員研究員、元韓国語学教授)、波佐場清(元朝日新聞編集委員)、水野直樹(京都大学教員)、文京洙(立命館大学教員)、尹健次(神奈川大学教員)、紺谷延子(詩人尹東柱記念碑建立委

員会事務局長）。

⑦京都地方検察庁の対応と判決文の「発見」

京都地方検察庁（以下、「地検」と略記）はこれを受理し、調査を約束した（2010年4月8日）。その結果、同年6月10日、尹東柱に関する判決文が「発見」されたことが「会」に通告された。「会」は、安斎育郎代表の名において「閲覧請求」を行い、2010年7月8日、安斎育郎、水野直樹、李修京、紺谷延子の4人が閲覧して写真撮影および複写を行なった。

閲覧に立ち会った地検の担当官は、「判決文」が個人のプライバシーに関わるものであることについて繰り返し念を押し、「即日記者会見をして発表することはしないこと」を「会」側に求めたが、「後日開催する報告集会などの場で公表することは差し支えない」旨も付言した。

⑧詩人尹東柱の判決文公開

「会」は、2010年7月15日、判決文入手の経緯とその意味について「報告集会」を開催した。同集会では、「会」発足以来の経過が報告され、水野直樹が判決文の解説を行なった。報道機関の関心は高く、10社、12人の記者が出席した。その結果、翌日から数日間に渡って様々な新聞で紹介され、治安維持法下の裁判資料開示の情報、韓国・中国・アメリカにも伝えられた。

(3) 今後の課題

「会」は、京都地方検察庁から「発見されたのは判決文だけであり、詩や日記の類は見つからなかった」旨の回答を得たが、これを以て、尹東柱と宇治の関係に関する資料の不存在が証明されたとは考えていない。

「会」としては、尹東柱と宇治との「ゆかり」の調査を継続することに意義を認めつつも、記念碑建立に関しては、許認可権をもつ京都府（具体的には、京都府知事）が、記念碑建立に価値を見出すかどうかの判断が決定的に重要であると考えている。「会」は、京都府が「ゆかり」の発見に便宜を計らうのみならず、自ら人権教育において取り上げてきた尹東柱が、治安維持法下で受けた非人道的扱いを人々に知らせることの意義を再確認し、記念碑建立を含む施策の展開によって過去と誠実に向き合う姿勢を積極的に示すことを期待している。

「会」は、また、尹東柱と同じく京都地方裁判所で治安維持法違反の判決を受け、後に尹東柱と同じ福岡

刑務所で獄死した従兄弟の宋夢奎（ソン・モンギョ、1917-1945、当時、京都大学留学中）の訴訟記録についても閲覧請求を行っていくことを予定している。（注）

2 尹東柱・宋夢奎の「朝鮮独立運動事件」判決文を読む

(1) はじめに

今回、尹東柱に対する治安維持法違反事件の判決文が公開された（写真4-1～7）が、それは尹東柱に関心をもつ人々が広く存在していることを検察当局も無視できなかったからであろう。

尹東柱事件の判決文は、すでに1980年代初めに伊吹郷氏が京都地方検察庁で閲覧を認められ、伊吹郷訳『空と風と星 尹東柱全詩集』（影書房、1984年）の付録に収められているので、読むこと自体はこれまでも可能であった。

したがって、尹東柱に対する判決文は、内容的にはすでに知られていたものであるが、判決の原本を閲覧することによってあらためて何がわかったか、そして宋夢奎に対する判決文など他の記録と比較して読むことによって何を知ることができるかを検討しておきたい。

(2) 事件の経過

尹東柱らが朝鮮独立運動容疑で検挙されたのは、1943年7月のことである。特高警察は、「在京朝鮮人学生民族主義グループ事件」と名づけて、宋夢奎、尹東柱らを取り調べた。特高の作成した報告は、内務省警保局保安課『特高月報』1943年12月分に収録されている。それ以外に事件の記録として残っているのは、今回閲覧することができた尹東柱に対する京都地方裁判所の判決、および宋夢奎に対する京都地方裁判所の判決（『思想月報』1944年4～6月分に収録）のみである。

尹東柱の事件については、伊吹郷氏、宋友恵氏らの研究によってすでに知られているとわかっていいるが、ここでは取り調べや司法手続きの面から事件の経過を整理しておきたい。以下、『特高月報』1943年12月分に記された特高警察の報告は『特高月報』、『思想月報』1944年4～6月分に収録された宋夢奎に対する判決とそれへの注記は『思想月報』と略記することとする。

①検挙

宋夢奎が検挙されたのは、1943年7月10日のことである（『思想月報』）。尹東柱が検挙されたのは、4日後の7月14日であるが、同じ日には宋と同じアパートに住む高熙旭も逮捕されている（『特高月報』）。3人はいずれも下鴨警察署で取り調べを受けた。特高の記録や判決文には、3人以外に宋、尹が独立意識を鼓吹した対象として白仁俊（白山仁俊）、松山龍漢（朝鮮名不明）、松原輝忠（朝鮮名不明）、張聖彦（白野聖彦）の名前が記されており、彼らも警察の取り調べを受けたと思われるが、詳しいことはわかっていない。

②送局

宋、尹、高の3人は、同年12月6日に下鴨警察署から京都地方裁判所検事局に送致された（『特高月報』）。ほぼ5か月にわたって警察の取り調べを受けたことになる。警察で作成された取り調べ調書や証拠物も検事局に送られたと思われる。

③起訴

京都地方裁判所検事局で検事による取り調べを受けた後、1944年2月22日に宋夢奎と尹東柱が治安維持法違反で「求公判」（起訴）の処分となった（『思想月報』）。2人を取り調べた検事の名前は不明だが、検事の取り調べ調書が作成されたと思われる。なお、高熙旭は1月19日に起訴猶予処分で釈放されている。

④予審

戦前の刑事訴訟法（大正11年法第75号）は、予審制度を設けていた。被告事件を公判に付すべきか否かを決定するために必要な事項を取り調べることを目的とする予審では、予審判事が非公開で被告の尋問を行ない、公判に付するかどうかを決めることになっていた。その際、予審判事は予審最終決定書を作成し、予審調書などととも公判に回した。予審での調書は無条件で公判の証拠となる。公判の前に尹東柱と宋夢奎は予審を受けたと思われるが、それに関する記録は見当たらない。求公判から判決まで1ヵ月余りの日数しかかかっていないので、予審を受けたとしても形だけのものではあったと思われる。

⑤公判

尹と宋の公判は、京都地方裁判所で開かれた。宋夢奎と尹東柱に対する判決の記載から、宋は京都地方裁判所第一刑事部（裁判長小西宜治）、尹は京都地方裁判所第二刑事部（裁判長石井平雄）の公判に付されたことがわかる。ここで疑問となるのは、2人はなぜ分離して公判にかけられたのかということである。同じ事件に関連したとされ、検事局送致と求公判（起訴）の手続きも同じ日になされているにもかかわらず、公

判だけ別々に受けることになったが、その理由が判然としない。判決文に記されている公判担当検事は、いずれも江島孝であるから、分離公判にする理由はないと思われるが、なぜか京都地裁でも異なる部が公判を担当することとなった。

また、公判がいつ始まり、何回開かれたかも不明である。2人に弁護人が付いていたかも不明である。1941年に制定された新たな治安維持法第29条によれば、治安維持法に関わる事件については司法大臣指定の弁護士から選任することとなっており、弁護士を自由に選ぶことはできなかった。当時の刑事訴訟法第334条には、死刑・無期もしくは短期1年以上の懲役・禁錮にあたる事件については弁護人なく開廷することができないと定められていたので、2人の公判にも弁護人が出廷していたと思われるが、その名前は記録されていない。形だけの官選弁護人であったと思われる。

⑥求刑と判決

公判での審理の後、検事から2人に対して懲役3年の求刑がなされた（『思想月報』）。尹東柱に対する判決は3月31日に下され、治安維持法第5条により懲役2年、未決勾留日数120日という判決であった（京都地方裁判所第二刑事部・裁判長石井平雄）。宋夢奎に対しては、4月13日に同じく治安維持法第5条により懲役2年の判決が下されたが、未決勾留日数の参入はなされなかった。

⑦刑確定

尹東柱は判決の翌日4月1日に、上訴権を放棄し、刑が確定した（尹東柱に対する判決）。宋夢奎も判決から4日後の4月17日に上訴権を放棄したため、刑が確定した（『思想月報』）。

彼らはなぜ上訴権を放棄したのだろうか。治安維持法第33条は、第一審判決に対して控訴する権利を認めず、上告（当時の大審院への上訴）のみを認めるとしていた。上告は、主に原判決が法令に違反することを理由とする場合に認められるものであった（刑事訴訟法第409条）ため、2人は大審院で争っても意味がないと考えたのであろう。

なお、2人に適用された治安維持法第5条は、「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタルモノ」を処罰対象として規定しているが、これに関しては、後述することとする。

(3) 尹東柱に対する判決

尹東柱に対する京都地方裁判所の判決原本は、現在、

京都地方検察庁に保管されている。

刑事確定訴訟記録法（昭和62年6月2日法律第64号）によれば、刑事事件の確定判決文は、第一審を担当した裁判所に対応する検察庁（主に地検）に保管することになっている。懲役刑の判決にかかる判決文は、保存期間50年と定められており、尹東柱の事件はすでに50年以上経過しているが、幸いいまも保管されている。戦前の治安維持法に関わる事件の判決文は、保存期間の50年を過ぎているが、廃棄されずにいまも各地の地方検察庁に保管されているものが多いと思われる。

判決文は確定日の順番にファイルされているというが、尹東柱の刑確定日は『思想月報』に記されているため、閲覧申請に際して、刑の確定日を伝えておいた。そのため、判決文を探し出すのはそれほど困難ではなかったようである。

刑事確定訴訟記録法では、訴訟記録の閲覧請求があった場合、これに応じることになっているが、「公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき」、「関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき」などには、閲覧をさせないこともある。一方で、「学術研究のため必要があると認める場合」には、閲覧が認められることもある。今回、尹東柱の判決文の閲覧、複写が認められたのは、この法律にもとづくものであった。

なお、京都地検に保管されている尹東柱の事件に関する記録は判決文だけであり、公判調書や証拠書類などは残念ながら残っていないとのことである。

京都地検で複写を認められた判決原本によって、尹東柱に対する判決文を掲げておく。判決文は、「裁判用紙 裁判所」と印刷された縦書き罫紙に細書きの筆で書かれている。合計7枚である。文字を起こすにあたっては、旧字体などはそのままとした。

判 決

本籍 朝鮮咸鏡北道清津府浦項町七十六番地

住居 京都市左京區田中高原町二十七番地

武田アパート内

私立同志社大學文學部選科學生

平 沼 東 柱

大正七年十二月三十日生

右ノ者ニ對スル治安維持法違反被告事件ニ付當裁判所ハ檢事江島孝関與ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年ニ處ス

未決勾留日数中百貳拾日ヲ右本刑ニ算入ス

理 由

被告人ハ滿洲國間島省ニ於テ半島出身中農ノ家庭ニ生レ同地ノ中學校ヲ經テ京城所在私立延禧專門學校文科ヲ卒業シ昭和十七年三月内地ニ渡来シタル上一時東京立教大學文學部選科ニ在學シタルモ同年十月以降京都同志社大學文學部選科ニ轉シ現在ニ及フモノナルトコロ幼少ノ頃ヨリ民族的學校教育ヲ受ケ思想的文學書等ヲ耽讀シタルト交友ノ感化等ニヨリ夙ニ熾烈ナル民族意識ヲ抱懷シタルカ長スルニ及ヒ内鮮間ノ所謂差別問題ニ對シ深ク怨嗟ノ念ヲ抱ケル傍ラ我朝鮮統治ノ方針ヲ目シテ朝鮮固有ノ民族文化ヲ絶滅シ朝鮮民族ノ滅亡ヲ圖ルモノナリト倣シタル結果茲ニ朝鮮民族ヲ解放シ其ノ繁榮ヲ招来セム為ニハ朝鮮ヲシテ帝國統治權ノ支配ヨリ離脱セシメ獨立國家ヲ建設スルノ他ナク之カ為ニハ朝鮮民族ノ現時ニ於ケル實力或ハ過去ニ於ケル獨立運動失敗ノ跡ヲ省ミ當面朝鮮人ノ實力民族性ヲ向上シテ獨立運動ノ素地ヲ培養スヘク一般大衆ノ文化昂揚竝ニ民族意識ノ誘發ニ努メサルヘカラスト決意スルニ至リ殊ニ大東亞戰爭ノ勃發ニ直面スルヤ科學力ニ劣勢ナル日本ノ敗戦ヲ夢想シ其ノ機ニ乘シ朝鮮獨立ノ野望ヲ實現シ得ヘシト妄信シテ益々其ノ決意ヲ固メ之カ目的達成ノ為同志社大學ニ転校後豫テ同様ノ意図ヲ藏シ居タル京都帝國大學文學部學生宋村夢奎等ト屢々會合シテ相互ニ獨立意識ノ昂揚ヲ図リタル外鮮人學生松原輝忠 白野聖彦等ニ對シ其ノ民族意識ノ誘發ニ專念シ未リタルカ就中

第一、宋村夢奎ト

(イ) 昭和十八年四月中旬頃同人ノ下宿先タル京都市左京區北白川東平井町六十番地清水榮一方ニ於テ會合シ同人ヨリ朝鮮滿洲等ニ於ケル朝鮮民族ニ對スル差別壓迫ノ近況ヲ聴取シタル上交々之ヲ論難攻撃スルト共ニ朝鮮ニ於ケル徵兵制度ニ関シ民族的立場ヨリ相互批判ヲ加ヘ該制度ハ寧ロ朝鮮獨立實現ノ為一大威力ヲ加フルモノナルヘシト論斷シ

(ロ) 同年四月下旬頃同市外八瀬遊園地ニ於テ同人竝ニ同シク民族意識ヲ抱懷シ居タル立教大學學生白山仁俊ト會合シ交々朝鮮ニ於ケル徵兵制度ヲ批判シ朝鮮人ハ從未武器ヲ知ラサリシモ徵兵制度ノ實施ニヨリ新ニ武器ヲ持チ軍事知識ヲ體得スルニ至リ將未大東亞戰爭ニ於テ日本カ敗戦ニ逢着スル際必スヤ優秀ナル指導者ヲ得テ民族的武力蜂起ヲ決行シ獨立實現ヲ可能ナラシムヘキ旨民族的立場ヨリ該制度ヲ謳歌シ或ハ朝鮮獨立後ノ統治方式ニ

付朝鮮人ハ黨派心竝ニ猜疑心強キヲ以テ獨立ノ曉ハ軍人出身者ノ協力ナル獨裁制ニ依ルニ非サレハ之カ統治ハ困難ナルヘシト論定シタル末獨立實現ニ貢献スヘク各自實力ノ養成ニ専念スルノ要アルコトヲ強調シ合ヒ

(ハ) 同年六月下旬頃被告人ノ止宿先タル同市左京區田中高原町二十七番地武田アパートニ於テ同人トチャンドラボースヲ指導者トスル印度獨立運動ノ擡頭ニ付論議シタル上朝鮮ハ日本ニ征服セラレテ日尚浅ク且日本ハ勢力強大ナル為現在直チニ同氏ノ如キ偉大ナル獨立運動指導者ヲ得ントシテ容易ニ能ハサル状態ナルモ一方民族意識ハ却テ旺盛ナルヲ以テ他日日本ノ戦力疲弊シ好機到来ノ曉ニハ同氏ノ如キ偉大ナル人物ノ出現モ必至ナルヘク各自其ノ好機ヲ捉ヘ獨立達成ノ為蹶起セサルヘカラサル旨激勵シ合ヒタル等相互獨立意識ノ激發ニ努メ

第二、松原輝忠ニ対シテハ

(イ) 同年二月初旬頃右武田アパートニ於テ朝鮮内學校ニ於ケル鮮語科目ノ廢止セラレタルヲ論難シテ鮮語ノ研究ヲ勸奨シタル上所謂内鮮一体政策ヲ誹謗シ朝鮮文化ノ維持朝鮮民族ノ發展ノ為ニハ獨立達成ノ必須ナルヘキ所以ヲ強調シ

(ロ) 同年二月中旬頃右同所ニ於テ朝鮮ノ教育機關學校卒業生ノ就職状況等ノ問題ヲ捉ヘ殊更内鮮間ニ差別壓迫アリト指摘シタル上朝鮮民族ノ幸福ヲ招来セム為獨立ノ急務ナル旨力説シ

(ハ) 同年五月下旬頃右同所ニ於テ大東亜戦争ニ付同戦争ハ常ニ朝鮮獨立達成ノ問題ト関連シテ考察スルヲ要シ此ノ好機ヲ逸スルニ於テハ近キ将来ニ於ケル朝鮮獨立ノ可能性ヲ喪失シ遂ニ朝鮮民族ハ日本ニ同化シ盡サルヘキヲ以テ朝鮮民族タル者ハ其ノ繁榮ヲ庶幾スル為飽ク迄日本ノ敗戦ヲ期セサルヘカラサル旨自己ノ見解ヲ縷々披瀝シ

(ニ) 同年七月中旬頃右同所ニ於テ文學ハ飽ク迄民族ノ幸福追及ノ見地ニ立脚セサルヘカラサル旨民族的文學觀ヲ強調シタル等同人ノ民族意識ノ誘發ニ腐心シ

第三、白野聖彦ニ対シテハ

(イ) 昭和十七年十一月下旬頃右同所ニ於テ朝鮮總督府ノ朝鮮語學會ニ對スル檢舉ヲ論難シタル上文化ノ滅亡ハ畢竟民族ノ潰滅ニ外ナラサル所以ヲ力説シ鋭意朝鮮文化ノ昂揚ニ努メサルヘカラサル旨指示シ

(ロ) 同年十二月初旬頃同市左京區銀閣寺附近街路

ニ於テ個人主義思想ヲ排撃指弾シタル上朝鮮民族タル者ハ飽ク迄個人的利害ヲ離レ民族全体ノ繁榮ヲ招来スヘク心懸クヘキ要アリト強調シ

(ハ) 昭和十八年五月初旬頃前記武田アパートニ於テ朝鮮ニ於ケル古典藝術ノ卓越セルヲ指摘シタル上文化的ニ沈滞シ居ル朝鮮ノ現状ヲ打破シ其ノ固有ノ文化ヲ發揚セシムル為ニハ朝鮮獨立ヲ實現スル外無キ所以ヲ力説シ

(ニ) 同年六月下旬頃同所ニ於テ同人ノ民族意識強化ニ資センカ為自己ノ所蔵セル「朝鮮史概説」ヲ貸與シテ朝鮮史ノ研究ヲ慫慂シタル等同人ノ民族意識ノ昂揚ニ努メ

以テ國體ヲ变革スルコトヲ目的トシテ其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタルモノナリ證據ヲ按スルニ判示事實ハ被告人ノ當公廷ニ於ケル判示同趣旨ノ供述ニ依リ之ヲ認ム法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ治安維持法第五條ニ該當スルヲ以テ其ノ所定期刑範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役貳年ニ處シ刑法第二十一條ニ依リ未決勾留日数中百貳拾日ヲ右本刑ニ算入スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十九年三月三十一日

京都地方裁判所第二刑事部

裁判長判事 石井平雄[㊟]

判事 渡辺常造[㊟]

判事 瓦谷末雄[㊟]

判決原本の1枚目には、いくつかのハンコが押され、日付などが手書きで書き込まれている。下線を付けた部分が手書きで書かれたところである。

右側の上に「昭和十九年三月三十一日宣告 裁判所書記 太田喜代造」のハンコが押され、右側上部中央には「昭和十九年4月1日確定」「上訴権拋棄」のハンコが並んで押されている。それぞれ、判決日、刑確定日、刑確定の理由を表わすものである。

判決文中の被告人名「平沼東柱」のすぐ上には、「昭和二一年勅令第五一一號大赦令ニ依リ赦免セラル」というハンコが押されている。「昭和二一年勅令第五一一號」とは、日本国憲法(新憲法)公布に際して行なわれた大赦を定めたものである。勅令は、「昭和二十一年十一月三日前に左に掲げる罪を犯した者は、これを赦免する」として、全部で69の罪を掲げているが、その中に「治安維持法違反の罪」も含まれている。つまり、これによって治安維持法違反の罪で言い渡された刑は、効力を消滅されたのである。尹東柱に言い

渡された懲役2年の刑は、日本の敗戦を挟んで2年7か月余りで、無効とされたことになる。しかし、その間に、尹東柱は福岡刑務所で獄死を遂げていた。

なお、右側ページの左上には「第 號」のハンコが押されており、書きこまれた数字は「第壹五號」と読めるが、これが何を意味するかは明らかでない。右端の下にも小さな丸いハンコが押されているが、読み取れない。左側の中央上と2枚目以下の左右の中央上に、四角いハンコで割り印が押されているが、これも読み取れない。

(4) 治安維持法適用の論理

尹東柱と宋夢奎は治安維持法第五条違反にあたる行為をしたとして、懲役刑を宣告されたが、それはいかなる論理、理屈によるものであったのだろうか。

1925年に制定された治安維持法は、1928年の「改正」で最高刑を死刑としたほか、「目的遂行罪」を新設して、処罰すべき行為の範囲を拡大した。1941年に全面「改正」され、新たな法律として制定された治安維持法では、先に述べたように、弁護人選任の制限、二審制（控訴はできず上告のみ可能）の導入など、訴訟手続きの面で被告の権利を大幅に制限しただけでなく、予防拘禁制度を新設して思想犯を社会から隔離するシステムを築いた。さらに、処罰の対象となる「罪」の規定も大幅に拡大した。

この1941年治安維持法は、「国体ヲ変革スルコト」を目的とする結社（第一条）、「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコト」を目的とする結社（第七条）、あるいは「私有財産制度ヲ否認スルコト」を目的とする結社（第10条）を取り締まるとしていたが、植民地独立を目的とする結社や行為を処罰するとしていた条文はなかった。にもかかわらず、尹東柱を含めて朝鮮の独立を目指す活動をした（とされる）人びとは、治安維持法によって処罰された。朝鮮や台湾の独立運動に治安維持法を適用するためには、治安維持法を拡大解釈する論理が必要であった。

実は、日本の大審院で植民地独立を企図する活動に治安維持法を適用することを正当化する判例が出たのは、尹東柱らが検挙された直後のことであった。それ以前にも、朝鮮ではすでに1930年前後から独立運動に治安維持法を適用することが常態化していたが、日本「内地」では検察当局が治安維持法適用に慎重な姿勢を示していた。30年代後半になると、「内地」でも治安維持法を適用して起訴する事例があらわれたが、大

審院の判断が示されたことはなく、独立運動に治安維持法を適用できるかどうかについての解釈は、かならずしも定まっていなかったのである。

しかし、1943年9月1日大審院は、植民地の独立を企図することは「国体ヲ変革スルコト」にあたるものとする次のような判決を下した。

「同法条〔治安維持法第一条〕ニ所謂国体ノ変革ヲ目的トストハ畏クモ 天皇カ統治権ヲ総攬シ給フ事實ニ変更ヲ加ヘ奉ルコトヲ目的トスル一切ノ場合ヲ汎称シ〔中略〕其ノ全面的変更ヲ企図スル場合ナルト部分的変更ヲ企画スル場合ナルト事物ニ関スル場合ナルト将又領域ニ関スル場合ナルトハ必シモ間フコトヲ要セサルモノトス。果シテ然ラハ一領域ヲシテ 天皇統治権ノ支配下ヨリ離脱セシメ独立国家ヲ建設センコトヲ画策スルカ如キハ事固ヨリ全面的ニ 天皇政治ヲ否定セントスルモノニ非スト雖少クトモ其ノ領域ニ於ケル統治権ヲ排斥シ其ノ範囲若ハ内容ヲ截断滅殺セントスルモノニシテ右ニ所謂国体ヲ変革スルコトヲ目的トスル場合ニ該当スト為スヘキハ勿論ナリト言フヘシ」

この大審院判決が「内地」において、植民地の独立運動に治安維持法を適用するものとする判例の位置を占めるものとなった（以上の問題に関しては、参考文献にあげた拙稿を参照されたい）。

尹東柱らの取調べをした検事は、当然この大審院判決を知っていたであろう。検事は安心して尹らを治安維持法で起訴することができたのである。

とはいえ、尹東柱らの行為は、どのように拡大解釈しても「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織」したものとはいえない。治安維持法は、尹らのように独立を獲得するための具体的行為とはいえないような言動を処罰するための条文を準備していた。それが尹らに適用された第五条である。

治安維持法第一条は「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織」した者やそれに加入した者、第二条はその結社を「支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者」など、第三条は「結社ノ組織ヲ準備スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者」などをそれぞれ処罰の対象にしている。これだけでも適用の対象は非常に広がるが、さらに第五条では、「第一条乃至第三条ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議若ハ煽動ヲ為シ又ハ其ノ目的タル事項ヲ宣伝シ其ノ他其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス」と定めている。つまり、国体の変革を目的とする結社、およびその支援や準備のために協議・煽動・宣伝その他の方法で独立のための

行為をした者を処罰するという、はなはだ曖昧な、いくらかでも拡大解釈できる条文である。

尹東柱に対する判決文では、具体的な行為を記した部分の前に尹の経歴や思想を述べているが、その中に「朝鮮ヲシテ帝国統治権ノ支配ヨリ離脱セシメ」と書かれている。これは治安維持法を適用するための論理に合わせて記されたものである。朝鮮の独立、すなわち「帝国統治権」の排斥、すなわち天皇統治権の否定、すなわち「国体の変革」というわけである。尹の言動はそのような目的をもつものであったと解釈して、治安維持法を適用するための「布石」としてこの文言が記されているのである。

しかし、尹の行為は結社を組織したり、それを支援・準備したりするものではなかったので、治安維持法の第一条、第二条、第三条を適用することはできず、朝鮮の独立という目的のために「実行ニ関シ協議若ハ煽動ヲ為シ」「宣伝シ其ノ他其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シ」たと解釈することによって第五条を適用するというのが、判決の筋書きである。

なお、アジア太平洋戦争期に日本で学ぶ朝鮮人留学生グループが独立運動を図ったとして検挙され裁判にかけられる事件が数多くあったが、彼らに適用されたのもほとんど治安維持法第五条であった。

(5) 判決内容の検討

—宋夢奎に対する判決と読み比べる—

ところで、尹東柱に対する判決と宋夢奎に対する判決を比較して読んでみると、いくつかの点で両者には大きな違いがあることに気づく。判決文は、検事の起訴状をなぞったに過ぎない場合が多く、検事の起訴状も事実を記したというより検事の作文に過ぎないということが出来るが、それでも一定の事実を反映していたことは否定できない。いまとなっては尹と宋に対する判決文に記されている「犯罪行為」を一つひとつ検証することができないので、一応判決に書かれていることを事実とみなした上で、両者を比較することにした。

まず、宋に対する判決の前文では、中国での独立運動に参加した経歴が記されているが、その他の点では、両者の判決は独立のために朝鮮文化の昂揚、民族意識の培養を図ったとする点で、ほぼ共通している。

違いが見られるのは、犯罪行為とされる部分の記載内容である。

宋夢奎の行為は、次のように記されている。

①高熙旭に対して、従来の独立運動を批判し、独立運動を学究的理論的に展開することを主張し（宋夢奎判決の第一）、戦争終結後の講和会議に向けて朝鮮独立の与論を起すことを力説した（宋夢奎判決の第四）。

②尹東柱に対して、朝鮮では朝鮮語が「滅亡」に瀕していると述べた上で、徴兵制度はむしろ独立実現のため一大威力を加えるものであるとして、独立意識の昂揚に努めた（宋夢奎判決の第二）。また尹とともに、インドの独立運動について議論をし、日本の戦力が疲弊し好機到来の暁には「独立達成ノ為蹶起」すべきであると「相互ニ激励」した（宋夢奎判決の第五）。

③尹東柱と白仁俊（白山仁俊）と会合して、徴兵制度は朝鮮人が軍事知識を得る機会であり、日本の敗戦時には民族的武力蜂起により独立を勝ち取るべきであること、朝鮮人は党派心が強いので、軍人出身者の独裁制が必要であることを主張し、各自実力の養成に専念する必要があると「相互ニ独立意識ノ強化」を図った（宋夢奎判決の第三）。

尹東柱に対する判決では、尹が宋と話した内容については、上記の②とほぼ同じことが記載されている（尹判決の第一（イ）（ハ））。しかし、注意深く読んでみると、これらの内容に関して、宋の判決では、宋が「尹東柱ニ対シ」語ったとされているのに対し、尹の判決では「宋村夢奎ト」語り合ったとされている。つまり、2つの判決から読み取れるのは、②の内容は主に宋が尹に対して話したものだということである。③は、宋、尹と白仁俊の3人が話し合った内容とされている（尹判決の第一（ロ））が、徴兵制度の問題を議論するなど、②と共通する点があり、これも主に宋が語ったものといえよう。

宋夢奎に対する判決にだけ記されているのは、宋が高熙旭に語ったとされる①の部分である。

一方、宋に対する判決には言及がなく、尹に対する判決にだけ書かれているのは、次のような行為である。

まず、松原輝忠（本名不明）に対して、朝鮮語科目廃止を批判し、朝鮮文化の維持、朝鮮民族の発展には独立が必要と強調し、朝鮮民族が日本に同化されてしまわないために独立が必要であり、そのためには民族的文学観を強調した（尹東柱判決の第二）。

さらに、張聖彦（白野聖彦）に対して、朝鮮語学会事件を批判し、朝鮮文化の昂揚に努めるべきこと、個人主義を批判し民族全体の繁栄を図るべきことを強調し、朝鮮の固有文化を発揚するためには独立が必要と

力説した。また、民族意識強化のために「朝鮮史概説」を張に貸与し、朝鮮史の研究を慫慂した（尹東柱判決の第三）。

つまり、尹東柱が行なった「犯罪行為」は、朝鮮文化の維持・昂揚に努めることが独立に不可欠であるという考えを友人に語ったということなのである。

判決は、尹東柱のこのような行為をもって「國體ヲ変革スルコトヲ目的トシテ其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタルモノ」と認定し、治安維持法第五条を適用したのである。

判決文にしたがうなら、尹東柱と宋夢奎が話し合った（多くの場合、宋が尹に語った）内容は、治安維持法第五条のうち、独立運動の「実行ニ関シ協議若ハ煽動ヲ為シ」に該当するのに対し、尹が松原や張に対して語った内容は、第五条にいう独立運動を「宣伝シ其ノ他其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シ」にあたるものといえる。「宣伝」や「目的遂行ノ為ニスル行為」が「実行」の協議・煽動に比べて罪質が軽いと考えられるのはいうまでもない。つまり、判決文の記載の限りでも、宋の行為は尹のそれに比べて重く罰すべきものとされたのである。そのため、同じ懲役2年の刑でありながら、尹には未決勾留日数120日が算入されたにもかかわらず、宋にはそれが算入されなかったのである。

つまり、尹東柱と宋夢奎の判決文から読み取れるのは、独立のための具体的行動を主張したのは（といっても、それを実行に移したわけではない）主に宋夢奎であり、尹東柱はそれに同調した程度であって、尹が重視していたのは朝鮮文化の維持・昂揚のため努力することであったということである。『特高月報』が宋を事件の「中心人物」として描いているのも、警察当局がそのように見ていただけでなく、宋と尹の関係がそのようなものだったからであろう。

このように書いたからといって、尹東柱を単なる「犠牲者」と見なすべきだというわけではない。宋夢奎の主張に尹も同調したであろうし、そのことを警察や検察の取調べでも否認しなかったのではないか。宋が治安維持法で処罰されるなら、自分も同じように刑を受けるのが当然だと考えたのではないだろうか。

（6）終わりに一分離公判の理由を推測する一

尹東柱と宋夢奎、戦争末期の京都で勉学生活を送っていた2人の朝鮮人青年が「朝鮮独立運動」の容疑で検挙され、治安維持法違反として懲役刑の判決を受け

た事件の経過や判決内容は、以上のとおりである。

しかし、依然として多くの謎が残る。司法手続きに関わる最大の謎は、2人がなぜ分離公判を受けたのかということである。これに対する明確な答えは見いだせないが、あえて推測するなら、次のようなことが考えられる。

警察、検察は、尹東柱と宋夢奎を他の朝鮮人学生とともに取り調べ、中心人物は宋であると考えたが、尹も朝鮮独立への思いを宋と同じくしているとして起訴した。しかし、2人の言動は「罪質」の点で明らかに異なるものであり、その2人の「犯罪行為」を同一の起訴状に書いた場合、宋を中心人物、つまりは主犯として描くことになり、処罰に関しても2人の間に差が出る可能性があった。しかし、尹東柱も独立への志向という点では宋夢奎に劣らず強い信念をもっていると見た検察は、尹にも相応の処罰を科すべきだと考えた。そのためには2人を分離して公判にかけると判断したのではないだろうか。宋には中国で独立運動に参加して検挙された前歴があり、実刑判決が予想されたが、「中心人物」ではない尹に対しては執行猶予付きの判決が出る可能性がある（刑法の規定では、懲役3年以下の宣告の場合、執行猶予とすることができた）。それを回避するために敢えて分離公判とし、尹東柱を事件の「主役」に仕立てるといった戦術をとったのではないだろうか。

これはまったくの推測でしかないが、両者の判決を読み比べてみると、その可能性を否定することができない。

戦時期に京都で学生生活を送っていた尹東柱と宋夢奎が治安維持法違反とされ懲役刑を受けた事件については、明らかでない点はまだ多く残っている。同時期の朝鮮人留学生に関わる他の事件の記録なども比較しながら2人の事件を位置づけることなど、検討すべき課題は多い。

- （1）多胡吉郎（1956～）は元NHKディレクターで、作家。『リリー、モーツァルトを弾いて下さい』（河出書房新社、2006年）、『わたしの歌を、あなたに 柳兼子・絶唱の朝鮮』（河出書房新社、2008年）などの著書がある。2010年8月29日、「詩人尹東柱記念碑建立委員会」が京都府宇治市で開催した「朗読音楽会 韓国併合から100年—詩人尹東柱を偲びつつ『わたしの歌を、あなたに』」の構成を担当。柳兼子（1892-1984）は、夫・柳宋悦（1889-1961、美学者）とともに植民地支配下の朝鮮の人々に思いを寄せ、1920年5月4日、ソウルのキリスト教青年会館でコンサ-

ト(朝鮮史上初の西洋音楽会)を開催した、当時の日本を代表するアルト歌手。多胡氏の尹東柱の写真発見の詳細については、『星うたう詩人』(尹東柱記念碑建立委員会編・三五館)収載の多胡吉郎「尹東柱・没後50年目の取材報告-日本での足跡を中心に」(57～103頁)および「尹東柱に関する証言集～「平沼さん」の優しい顔」(229～234頁)に記述されている。

- (2) 『人権ゆかりの地をたずねて』は、その8～9頁に「3 尹東柱記念碑・・・京都市上京区」に、仲尾宏氏(京都造形芸術大学客員教授)の文と、同志社大学に建立されている尹東柱記念碑の写真を掲載して、尹東柱が治安維持法違反容疑で逮捕され獄死するまでの経緯を記述している。また、『人権教育資料(学習内容編)』はその64～65頁の「第6章 心の国際化(外国人)」の中で、『人権ゆかりの地をたずねて』(1995年12月発行・京都人権啓発推進会議)からの抜粋の形で尹東柱を紹介している。

- (3) 記念碑に刻む尹東柱の詩「新しい道」は、以下の通り。ここでは紙幅の都合で原作の表現形式とは異なり、改行を「/」で記す横書きの形式をとった。訳は「詩人尹東柱記念碑建立委員会」による。

小川を渡って 森へ/峠を越えて 村へ/きのうもゆき
きょうもゆく/わたしの道 新しい道/たんぼぼが咲
き かささがが翔び/娘が通り 風が立ち/わたしの道
は いつも新しい道/きょうも… あしたも…/小川を
渡って 森へ/峠を越えて 村へ

- (4) 後述するように、尹東柱に関する判決文そのものは1980年代初めに伊吹郷氏が京都地方検察庁で閲覧を認められ、伊吹郷訳『空と風と星 尹東柱全詩集』(影書房、1984年)の付録にも収められているので、新たに「発見」されたのではなく、その存在が「改めて確認された」という性格のものである。

- (注)「会」では、2010年11月22日、京都地方検察庁に対して、尹東柱の訴訟記録の再調査と、宋夢奎の訴訟記録の行方調査を申し入れた。

(参考文献)

尹東柱著・伊吹郷訳『空と風と星と詩 尹東柱全詩集』影書房、1984年
宋友恵著・愛沢革訳『空と風と星の詩人 尹東柱評伝』藤原書店、2009年
水野直樹「植民地独立運動に対する治安維持法の適用-朝鮮・日本「内地」における法運用の落差-」浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的構造』信山社、2004年
司法省刑事局『思想月報』(復刻版)文生書院、1972年
内務省警務局保安課『特高月報』(復刻版)政経出版社、1973年

尹東柱記念碑建立委員会編『星うたう詩人』三五館、1997年
『展望現代文』筑摩書房、2009年

『尹東柱詩碑』学校法人同志社、2006年

京都人権啓発推進会議『人権ゆかりの地をたずねて』1995年

京都府総務部文教課『人権教育資料(学習内容編)』2006年

第二次世界大戦終結60周年記念に関する国連総会決議59/26(2004年11月22日)

(第1節は紺谷、第2節は水野が執筆し、安齋が全体の調整をかけた。)

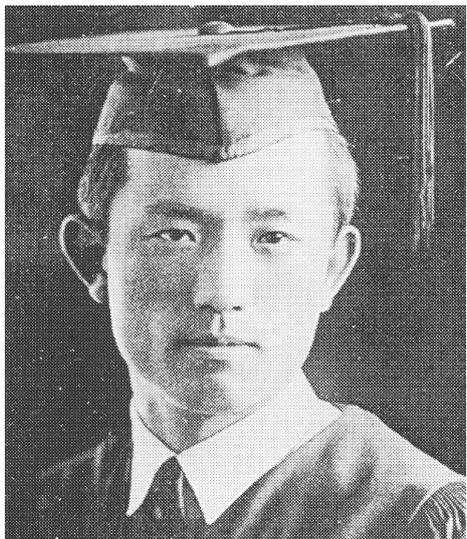


写真 1

1941年12月延禧専門学校卒業時の尹東柱

(学校法人同志社発行『尹東柱詩碑』より)



写真 2

1943年初夏、同志社大学の同期生たちと宇治川を訪れた尹東柱(前列左から2人目)。

(学校法人同志社発行『尹東柱詩碑』より)



写真 3

詩人尹東柱「記憶と和解の碑」

(デザイン：田村隆)。

左の板石には尹東柱の筆致で、右の板石には「詩人尹東柱記念碑建立委員会」訳で、尹東柱の詩「新しい道」が刻まれている。

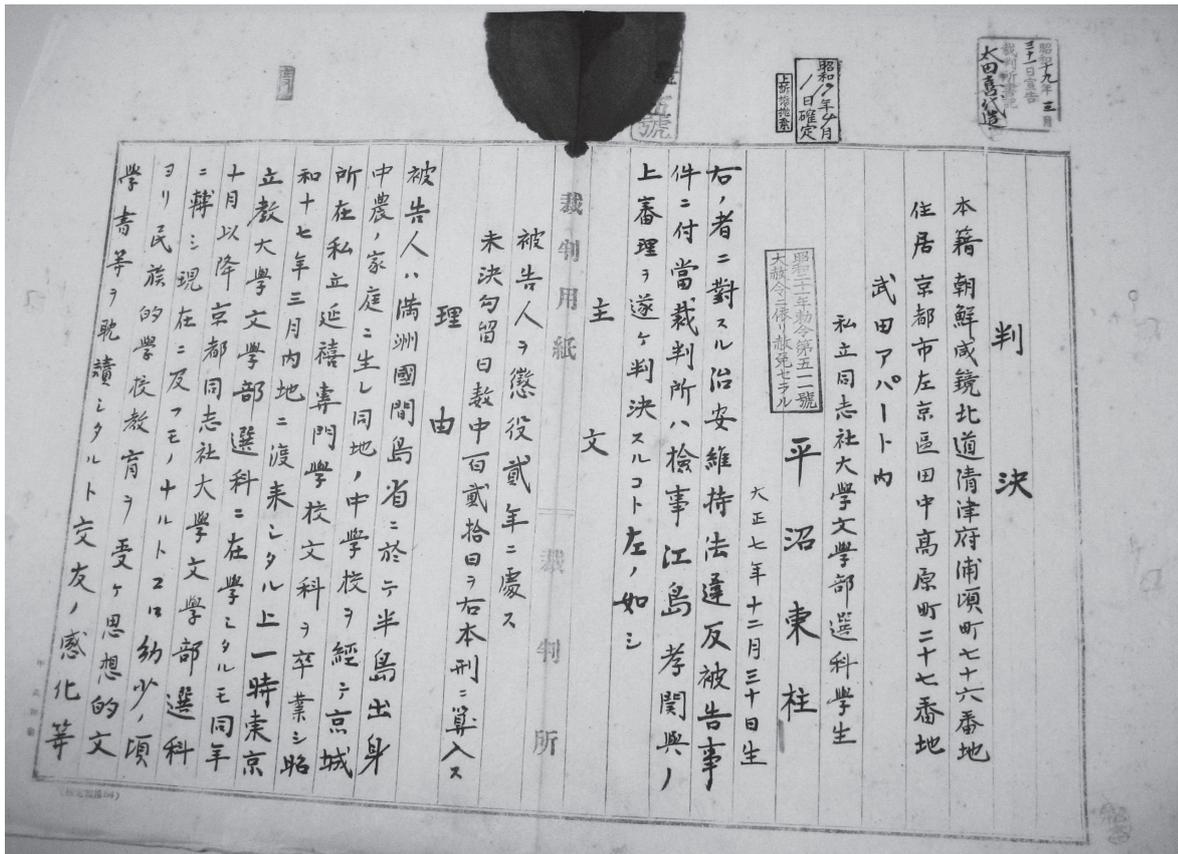


写真 4-1 公開された尹東柱に関する判決（その1）

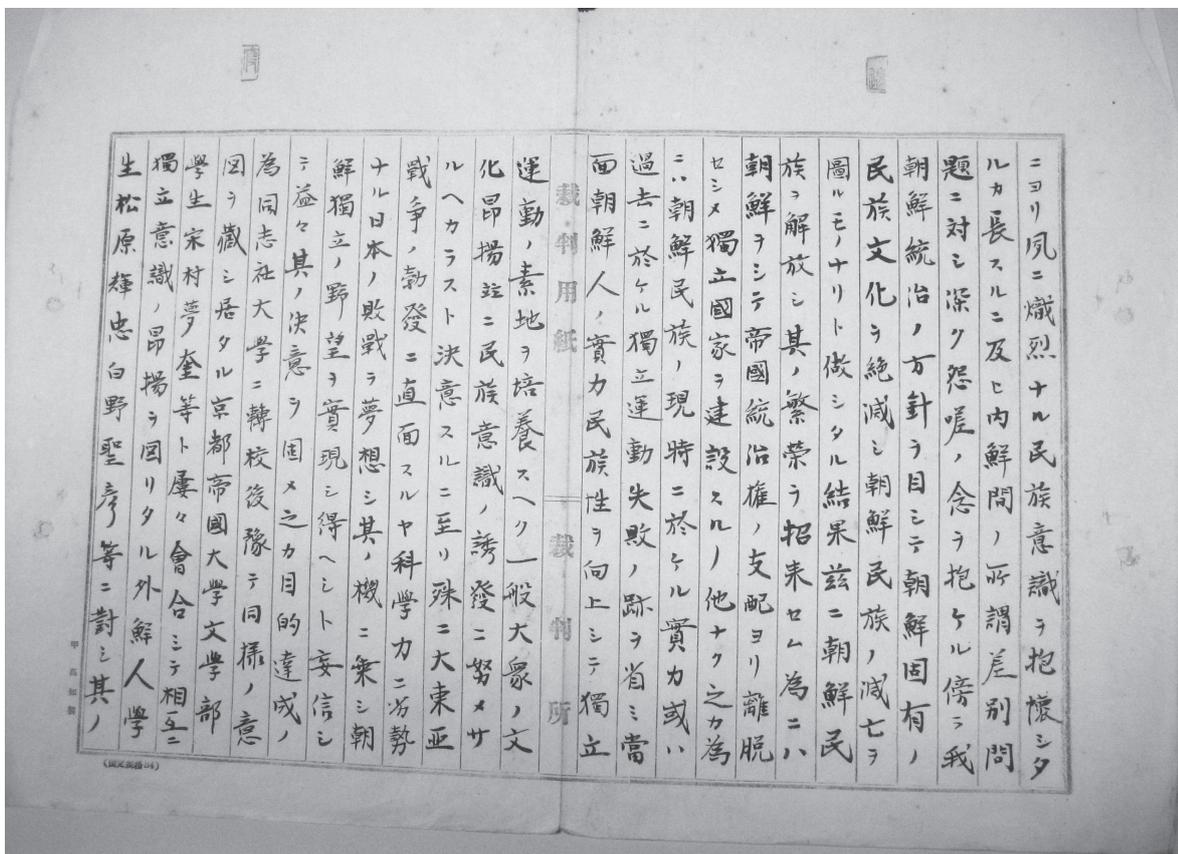


写真 4-2 公開された尹東柱に関する判決（その2）

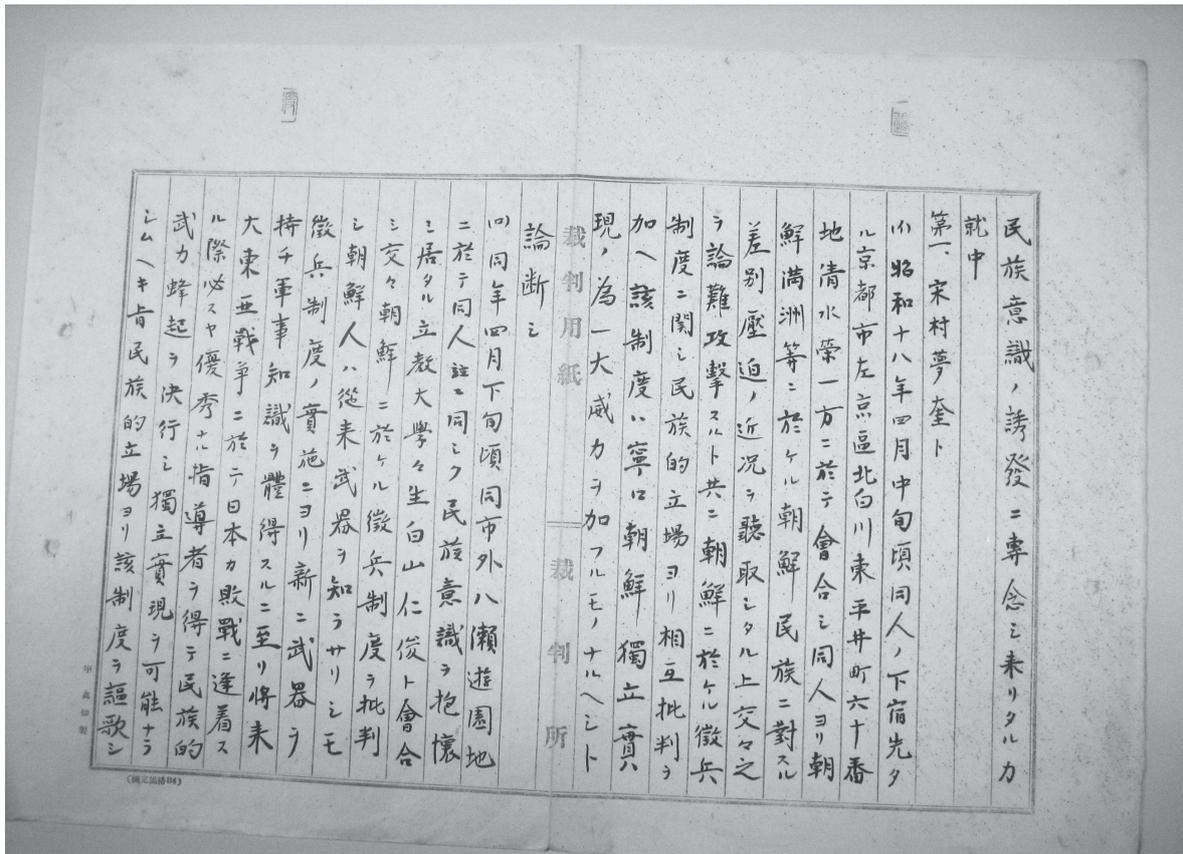


写真 4-3 公開された尹東柱に関する判決 (その3)

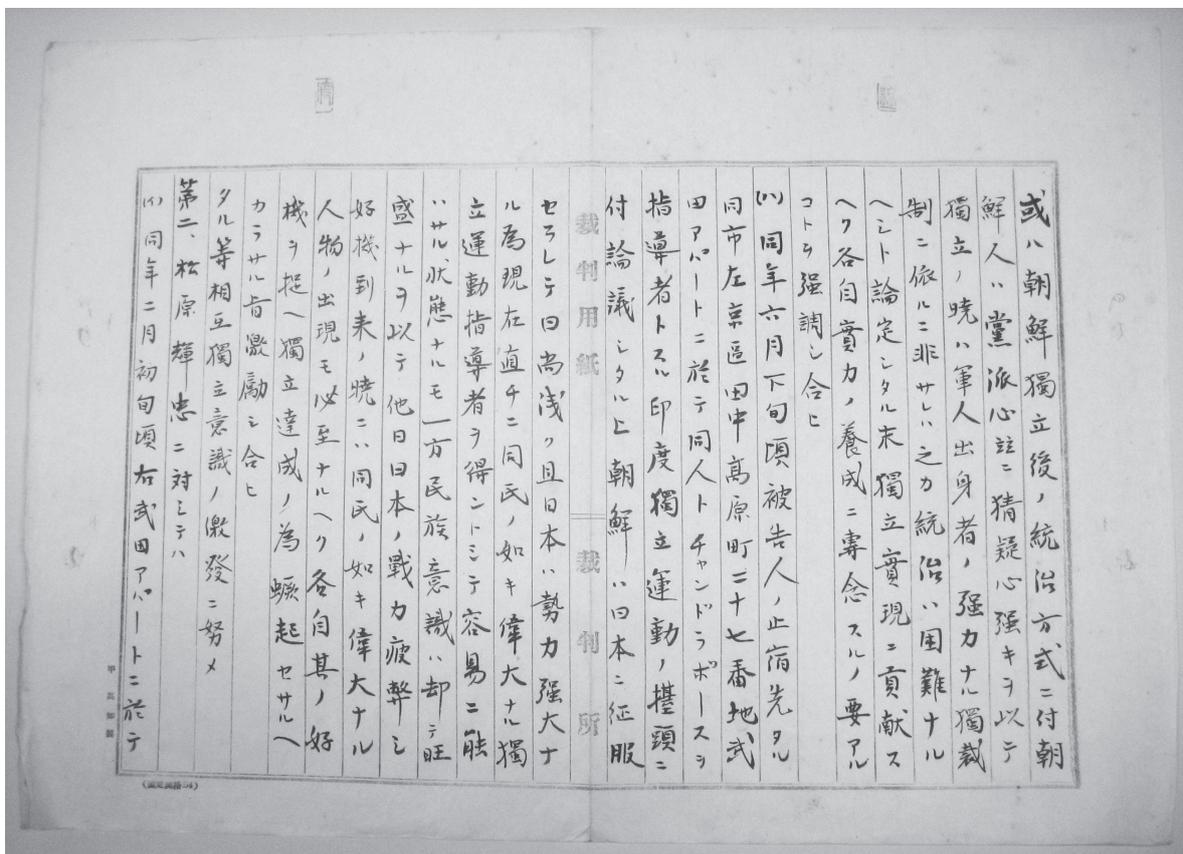


写真 4-4 公開された尹東柱に関する判決 (その4)

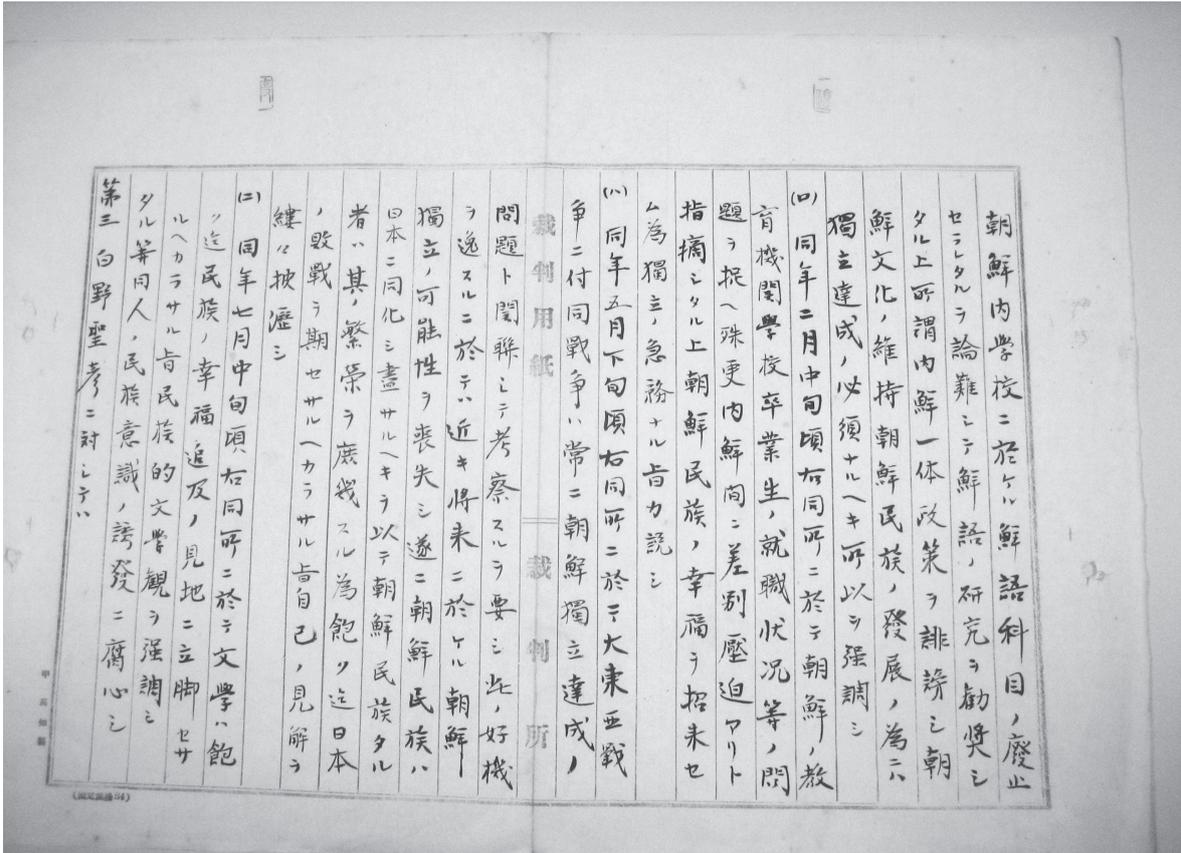


写真 4-5 公開された尹東柱に関する判決（その5）

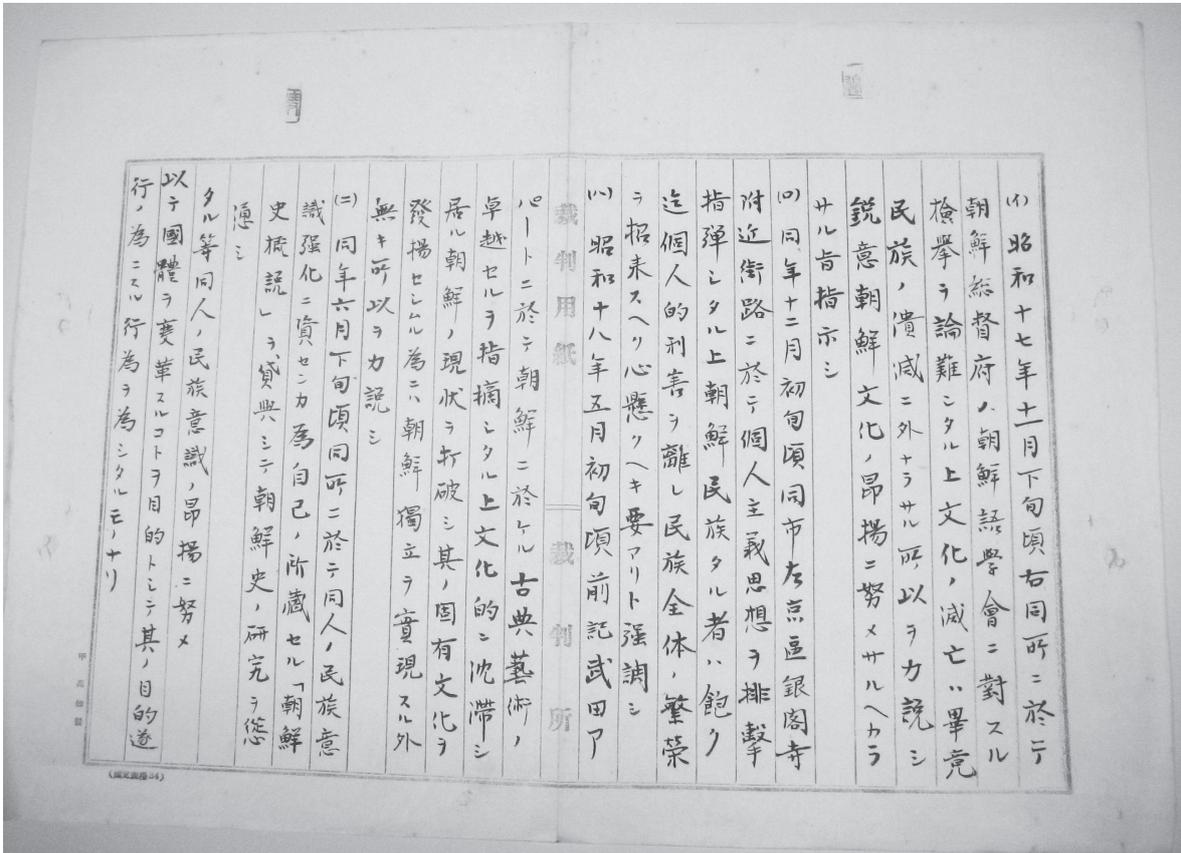


写真 4-6 公開された尹東柱に関する判決（その6）

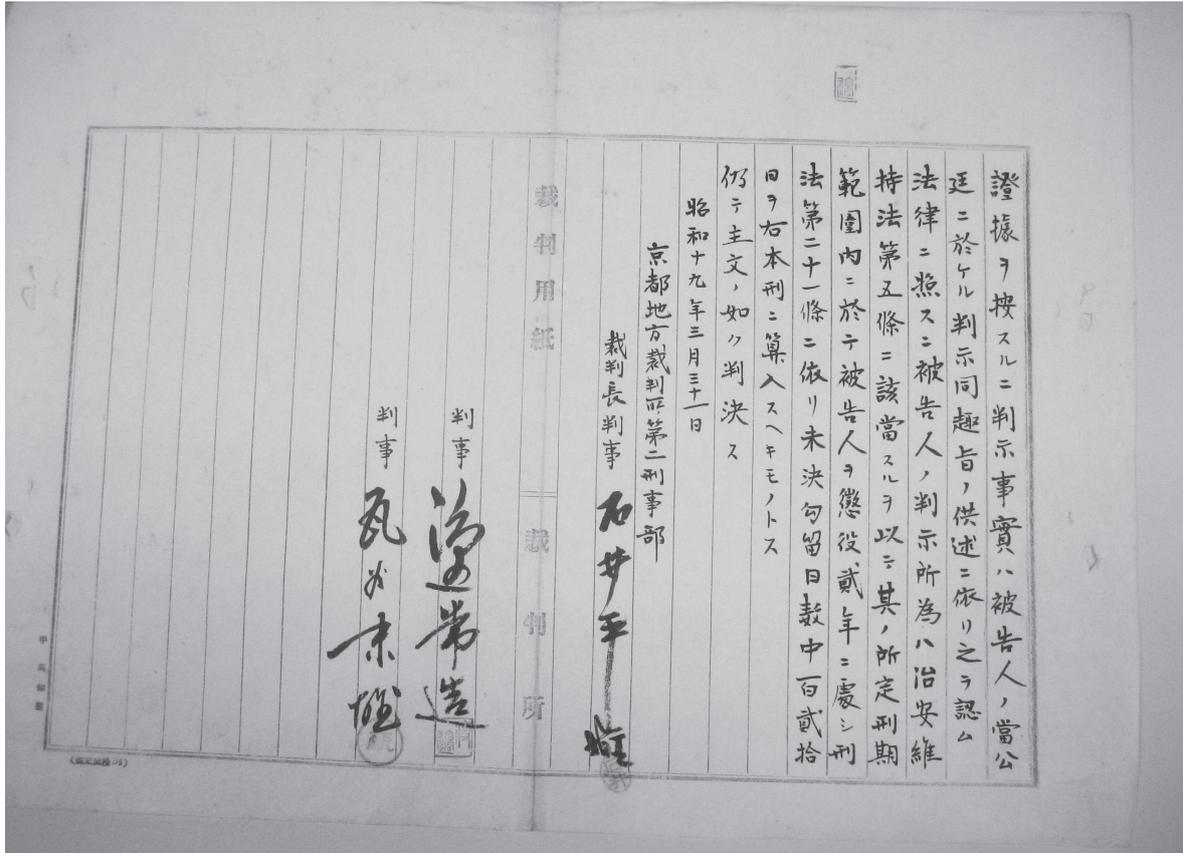


写真 4-7 公開された尹東柱に関する判決（その7）

